

## 「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」とは

### ● 津島地区の約半数の住民が提訴

「津島原発訴訟」は、福島第一原発事故による高濃度の放射線汚染のため全域が「帰還困難区域」に指定された、福島県双葉郡浪江町津島地区の住民の半数近い約680名が国と東電を被告として提起しました。

### ● 原状回復請求

本訴訟の最大の目的は、ふるさと津島への帰還のために地区全域の除染等を国と東電の責任で行うことを求める原状回復請求です。

### ● 訴訟の経緯

2015年9月、福島地方裁判所郡山支部に提訴。2021年7月判決、国・東電の責任を認め断罪するも、原状回復請求は却下。2021年8月、仙台高裁に控訴し現在審理中。



## 団体署名へのご協力をお願い

### ● 団体署名

ふるさとを返せ 津島原発訴訟

安全を確保せず国策として原発を推進した国の責任を明らかにし、津島の原状回復を実現する公正な判決を求める団体署名

2022年の6.17最高裁判決は国の責任を否定し、その後続く下級審では同様の判断が繰り返されています。しかし、そうした事実を無視した司法判断が続くことは、必ずや将来に禍根を残します。長時間の電源喪失や過酷事故への対策を不要として、万が一にも事故を起こさないための安全対策を取らずに、漫然と安全神話を喧伝してきた国に、事故に係る責任がないなどと言えるはずはありません。

ついでに、仙台高等裁判所裁判官に、この過酷な原発事故の被害に真摯に向き合い、自らの良心に従い独立して公正な判決を要請する団体署名にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原告団・弁護団・支える会

### ● 個人署名

ふるさとを返せ 津島原発訴訟

原発事故の責任を問いつるさとを原状回復するために公正な判決を求める署名

10万筆を突破し、引き続き取り組んでいます。

### < 連絡先 >

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」弁護団事務局  
〒160-0022 新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10F  
TEL: 03-3352-3663 FAX: 03-3352-9476

津島原発訴訟を支える会 事務局長 大滝史郎  
〒963-8041 福島県郡山市富田町上ノ台 20-58  
TEL: 080-9809-8951

ふるさと津島の悲劇を  
再び繰り返さないために

福島原発事故の  
国の責任を認める  
公正な判決を!!

ふるさとを返せ 津島原発訴訟